訴訟上の救助の申立書

令和４年　月　　日

東京地方裁判所民事第２部Cd係　御中

申立人（原告）孫　樹斌

当事者の表示 申立人（原告）　孫　樹斌

相手方（被告）　東京都

東京都江東区

上記当事者間の御庁令和４年（行ウ）第２０８号請求事件について、申立人は、貧困のため訴訟費用を支払う資力がなく、かつ、勝訴の見込がないとはいえないので、申立人に対し、訴訟上の救助を付与されるよう申し立てる。

以上

疎明資料

１ 銀行通帳記録：みずほ銀行、三菱UFJ銀行

２　毎月家計説明

毎月家計説明

令和４年７月６日

申立人（原告）孫　樹斌

現金：10万円（令和４年７月６日時点）

銀行預金：4千円（令和４年７月６日時点）

毎月家計：

UR家賃：86800円（2022年1月から　未支払い）

電気、水道、ガス料金：10000円程度

飲食など：30000円

電話通信料：10000円

交通費：10000円

上記の小計：約15万円